

情報開示書面

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

UP GARAGE



作成日

2016年7月31日

株式会社アップガレージ

フランチャイズ契約のご案内

株式会社アップガレージ

〒194-0004

住所 東京都町田市鶴間五丁目1番46号

担当部門 営業本部

TEL (045) 989-2345

FAX (045) 989-2355

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、経済産業省の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり、第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

この案内は2016年7月31日に作成されたものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂く必要があります。

アップガレージへの加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。
ございます。

当社は「アップガレージ」の名のもとにカー&バイク用品のリユース店のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、リユース業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、アップガレージイメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、アップガレージチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からアップガレージとは異なる独自の経営手法を重視され、アップガレージのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、アップガレージへの加盟をお勧めできません。

当社のアップガレージチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、ソフトの開発等システムの整備に多額の投資を行い、データ管理、店舗指導、物流など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、夫々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことがアップガレージ店舗の経営成功の鍵なのです。

アップガレージ店舗の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次

項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
アップガレージへの加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 株式会社アップガレージとアップガレージシステムについて	5		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要	6	規則第10条第2号	
社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	7	“ 第10条第1号	
		“ 第10条第3号	
3. 会社組織図	8		
4. 役員一覧	8	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	10	規則第10条6号, 11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項			
・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数	11	規則第11条第6号ロ	
・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数		“ 第11条第6号ハ	
・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数		“ 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	11	“ 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	12		
1. 契約の名称等	12		
2. 売上・収益予測についての説明	12		2-(2)- 1, 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項			
① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ④ 当該金銭の返還の有無及び条件	12	法11条1号, 規則11条1号イ～ホ	2-(2)-7③
4. オープンアカウント等の送金	13	規則第10条13号	3-(1)-4②
5. オープンアカウント等の与信利率	13	規則第10条14号・15号	2-(2)-7⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項			
① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ⑤ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決済方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法及び販売価格について ⑩ 許認可を要する商品の販売について	13	法11条2号, 規則11条2号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-(3)
7. 経営の指導に関する事項	14	法11条3号、規則11条3号イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	14	法11条4号、規則11条4号イ、ロ	

項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き ② 契約解除の条件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	15	法 11 条 5 号, 規則 11 条 5 号イ～ニ	2-(2)ア⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ-④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① 金銭の額又は算定方法 ② その他徴収する金銭 ② 支払い時期及び方法	16	規則 10 条 12 号, 11 条 7 号イ～ニ	2-(2)-ア④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	17	" 第 10 条第 8 号	
12. テリトリー権の有無	17	" 第 10 条第 9 号	2-(2)-ア⑧
13. 競業禁止義務の有無	17	" 第 10 条第 10 号	3-(1)-7
14. 守秘義務の有無	17	" 第 10 条第 11 号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	17	" 第 10 条第 16 号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	17	" 第 10 条第 17 号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	17		2-(2)-ア⑥
18. 加盟に伴う保険料金の負担	17		
19. 古物商許可の取得義務	17		
後記 1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	18		

第 I 部 株式会社アップガレージとアップガレージシステムについて

1. わが社の経営理念

1999年に会社を設立した当初、中古カー用品という市場は現在のように確立されていない状況でした。当時この業態は、ごく限られたマニア層に知られてはいるものの、価格や販売方法等不透明な部分も多く、決して一般の車好きなユーザーがカーライフを楽しむためのものではありませんでした。その上、商品は年々モデルチェンジされ高性能・高額化し、未だ使用できるものが不用品として破棄されてゆく。

カー用品をもっと身近に…もっと楽しみやすく…。不用なものを買取り（下取り）に出して気軽に買い換え、また、それらリユース品を安価で購入する事ができればカーライフを楽しむユーザーの裾野は更に拡がり、併せて地球資源の保護につながる。そのような思いからこの事業に着手致しました。

幸いにも多くのお客様からご支持を頂き、現在では日本全国に多店舗展開するまでに至り、社名の由来でもある「カー用品のリユースを通じてお客様のカーライフのステージUPに貢献する」ことが、形になりつつあると実感しております。

今後我々は、現在展開している業態の確固たる地盤固めを進めると同時に、新しい業界の業態開発にも着手し、リユース業界のリーディングカンパニーを目指し新しい領域へと取り組んでまいります。

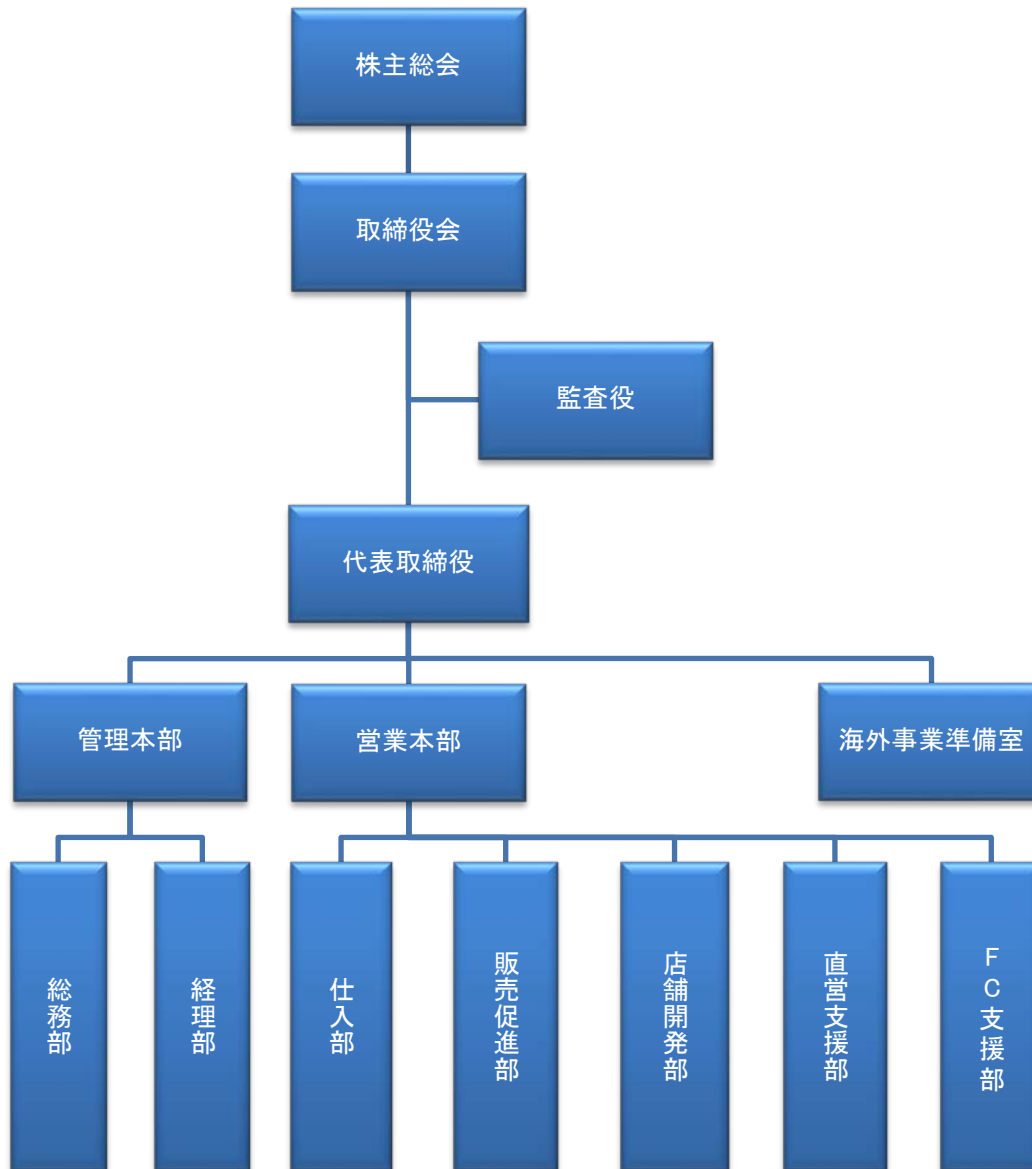
2. 本部の概要

2016年4月1日現在

- (1) 社 名 株式会社アップガレージ
- (2) 所 在 地 〒194-0004
住所 東京都町田市鶴間五丁目1番46号
TEL (045) 989-2345
FAX (045) 989-2355
URL <http://www.upgarage.com>
- (3) 資 本 金 1億円
- (4) 設 立 1999年 4月 2日
- (5) 事業内容 中古カー&バイク用品(アフターパーツ) 売買取引店店舗展開
中古カー&バイク用品FC本部
システムソリューションサービス
自動車関連新規事業企画、立案
前各号に付帯するサービス、業務
- (6) 事業の開始 1999年 4月 2日
- (7) 主要株主 株式会社クルーバーホールディングス
- (8) 主要取引銀行 三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 りそな銀行 横浜銀行
- (9) 従業員数 273名(内アルバイト 107名)
- (10) 本部の子会社の名称及び事業の種類等 該当なし
- (11) 所属団体 日本フランチャイズチェーン協会
日本リユース業協会
新経済連盟

【沿 革】	
1998年9月	株式会社オートフリークの中古カー用品販売部門が独立し、東京都町田市にて創業
1999年4月	株式会社アップガレージ設立。 1号店として「アップガレージ町田店」オープン
2000年9月	FC1号店として九州地区に進出「熊本店」オープン
2000年10月	近畿地区に進出「美原北店」オープン
2000年11月	北陸地区に進出「金沢店」オープン 新業態として中古バイク用品専門店「アップガレージライダーズ」オープン
2001年5月	信越地区に進出「新潟店」オープン
2001年7月	中国・四国地区に進出「岡山倉敷店」オープン
2001年11月	東海地区に進出「名古屋中川店」オープン 東北地区に進出「仙台店」オープン
2002年1月	北海道に進出「新発寒店」オープン
2003年2月	50店舗突破
2003年8月	沖縄に進出「沖縄中部店」オープン
2004年3月	東京証券取引所 マザーズ市場に上場（現在MBOにより非上場）
2005年6月	新業態として中古タイヤ・ホイール専門店「アップガレージホイールズ」オープン
2008年4月	買取査定専門ダイヤル「アップガレージ買取ホットライン」開設
2010年2月	アップガレージ本店を（横浜市青葉区）に移転
2010年3月	本社を現所在地（横浜市青葉区）に移転
2010年6月	新業態としてGTパーツ専門店「GTパーツ館本店」オープン 新業態として新品タイヤ専門店「東京タイヤ流通センター本店」オープン（のちに分社化）
2010年9月	100店舗突破
2011年12月	クルマ・バイク好きのためのSNS開設
2013年7月	クルマ・バイク好きのための愛車カイズウ応援サイト「Crooober（クルーパー）」開設
2014年4月	持株会社体制へ移行 株式会社クルーパーホールディングス、株式会社東京タイヤ 設立
2014年6月	海外1号店「アップガレージ バンコクカセナワミン店」オープン
2015年4月	株式会社 ZERO TO ONE 設立

3. 組織図



4. 役員一覧

				2016年4月1日現在	
代表取締役会長	石	田			誠
取締役社長	菅	沼	一		孝
取締役	村	田	清		人
取締役	渡	邊	剛		伸
監査役	青	木			尚

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

貸借対照表の要約

※分社化に伴い2014年度よりアップガレージ単体の数字

(単位:千円)

資産の部	2014年3月31日現在	2015年3月31日現在	2016年3月31日現在
流動資産	1,815,583	1,662,625	1,582,879
固定資産	604,706	728,824	641,194
有形固定資産	224,811	288,234	267,549
無形固定資産	130,022	170,663	29,742
投資等	249,872	269,926	343,902
合計	2,420,290	2,391,450	2,224,074
負債及び資本の部	2014年3月31日現在	2015年3月31日現在	2016年3月31日現在
流動負債	952,798	947,022	1,057,666
固定負債	577,722	455,364	298,535
長期借入	421,904	302,396	123,368
その他	155,818	152,968	175,167
負債合計	1,530,521	1,402,387	1,356,201
資本金	100,000	100,000	100,000
資本剰余金	287,225	287,225	287,225
利益剰余金	498,786	599,656	479,185
株主資本合計	886,011	986,881	866,410
純資産合計	889,768	989,063	867,872
負債純資産合計	2,420,290	2,391,450	2,224,074

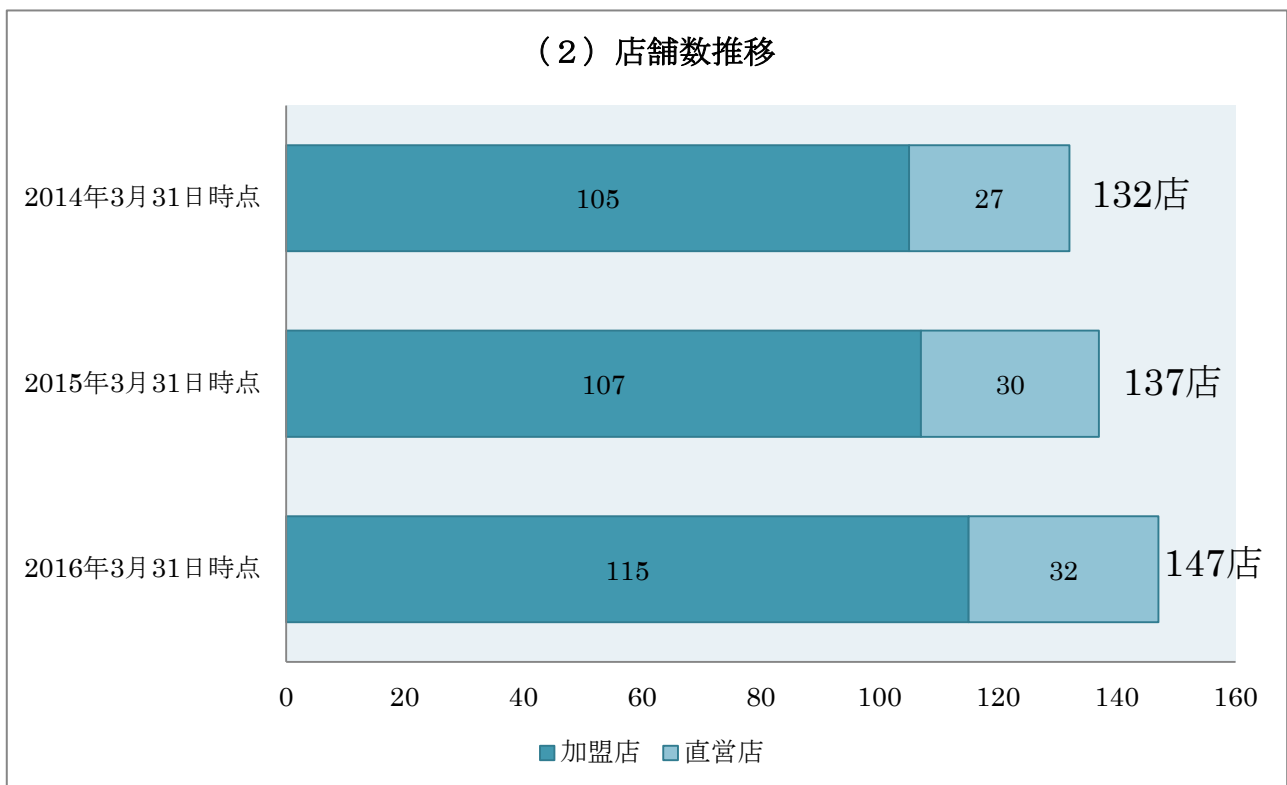
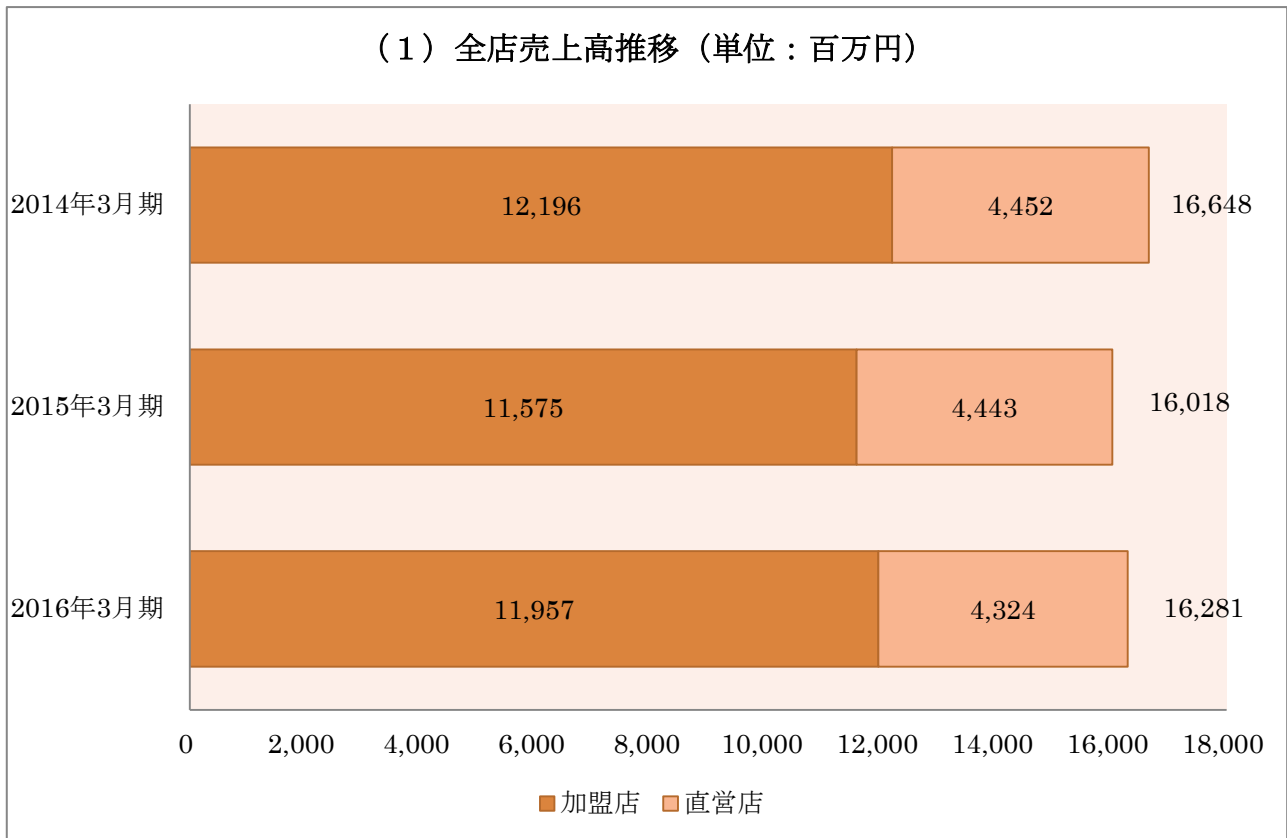
損益計算書の要約

※分社化に伴い2014年度よりアップガレージ単体の数字

(単位:千円)

科目	自 2013年4月1日 至 2014年3月31日	自 2014年4月1日 至 2015年3月31日	自 2015年4月1日 至 2016年3月31日
売上高	6,223,587	5,270,075	5,096,037
売上原価	3,430,725	2,523,438	2,440,782
売上総利益	2,792,862	2,746,637	2,655,255
販売費及び一般管理費	2,385,360	2,457,796	2,442,841
営業利益	407,501	288,841	212,414
営業外収益	24,797	33,713	37,694
営業外費用	23,775	10,355	33,063
経常利益	408,523	312,198	217,044
特別利益	8,683	-	18,765
特別損失	624	-	-
税引前純利益	416,582	312,198	235,810
法人税等	157,504	120,284	82,362
法人税等調整額	6,888	1,930	7,487
当期純利益	252,189	189,983	145,959

6. 売上・出店状況：加盟店・直営店別



7. 加盟者の店舗に関する事項

・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2013年度	12
2014年度	12
2015年度	10

・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2013年度	8
2014年度	3
2015年度	1

・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2013年度	70	0
2014年度	80	0
2015年度	93	0

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2011年度	0	0
2012年度	0	0
2013年度	0	0
2014年度	0	0
2015年度	0	0

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

アップガレージフランチャイズ契約（書）およびその付属覚書
（業態内容：バイク車両またはバイク用品・パーツの買取、販売）

2. 売上・収益予測についての説明

売上高および収益の予測を提示
（根拠は物件、商圈の実地調査、過去の実績等を計算した合理的なもの）

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 加盟前調査費用 | 30万円 |
| (2) 保証金 | 30万円 |
| (3) 加盟金 | 230万円（2店舗目以降：150万円） |

② 性質

- (1) 売上予測及び利益予測等のための調査費用の対価
- (2) ロイヤリティー、広告宣伝費などの債務に対する保証金
- (3) 下記費用及び対価
 - a. 契約時開示する一切のノウハウ公開料
 - b. オープン前研修費
 - c. 臨店支援費用
 - d. 店舗設計監理費用
 - e. 建物外観・サイン、店内ゾーニング・レイアウトデザインの対価

③ お支払いの時期

本契約締結時

④ お支払いの方法

当社指定の金融機関に振込み

⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件

保証金は契約終了後、契約店舗がアップガレージフランチャイズ・チェーンの加盟店と誤認されないことが本部により確認されてから3ヶ月以内に、加盟者が本部に対して負担する債務を清算した残額を返還。

加盟金、ハード購入代金、ソフト非独占的使用権使用許諾料はいかなる理由があっても返還されない。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

該当なし

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

該当なし

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

① 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類

- ・中古バイク用品等商品
- ・店舗用備品、消耗品類
- ・広告用チラシおよび販促用資材
- ・その他店舗に関する物品等

② 商品等の供給条件

該当なし

③ 配送日・時間・回数に関する事項

該当なし

④ 仕入先の推奨制度

該当なし

⑤ 発注方法

該当なし

⑥ 売買代金の決済方法

毎月末日締め翌月15日払い、本部の指定する銀行口座に振込にて支払い
(当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日)

⑦ 返品

該当なし

⑧ 在庫管理等

該当なし

⑨ 販売方法及び販売価格について

アップガレージフランチャイズチェーンのイメージを維持するため、本部が定めた基準での商品価格及び販売方法で商品等を販売するものとする。

⑩ 許認可を要する商品の販売について

該当なし

7. 経営の指導に関する事項

- ① 加盟に際しての研修等実施の有無
実施している
- ② 加盟に際し行われる研修の内容
対象者：2名（店長候補者含む）
実施期間：4週間
場所：アップガレージ直営店舗
内容：商品知識、買取業務、システム操作、マーケティング、
売場作り、接客、経営理念、店舗運営に関する講義および実技指導。
費用：加盟金に含まれる。但し、宿泊費、食事代、現地までの
交通費は含まれない。
- ③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数
・担当スーパーバイザーが臨店して店舗運営についての各種報告、個別指導を必要時に実施。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

- ① 当該使用させる商標、商号その他の表示



- ② 当該表示の使用についての条件

アップガレージフランチャイズチェーンの経営を目的とすること以外に使用できない。
また、本契約における店舗所在地以外での使用はできない。
加盟店が単独で行う宣伝、看板等、本部の提供以外に使用する場合は、所定書式に基づき、本部の承認を得なければならない。
本契約が終了したときは、直ちにこれらの使用を中止し、車両、造作物等に表示された全ての商標等を抹消しなければならない。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

① 契約期間

契約締結日より3年間

② 契約の更新の要件および手続き

契約満了日より6ヶ月前までに、本部及び加盟店のいずれかより、相手方に対し書面による更新拒絶の申し入れがない場合、本契約は期間満了後1年間延長され、以後同様に1年ごとに自動延長。

③ 契約解除の条件および手続き

・加盟者は、契約期間中において、3ヶ月の予告期間を設けて書面により契約解約の申し入れをすることができる。

・本部は、加盟者に、本契約に反する行為があった場合、そのことの中止または是正を求め、その行為が30日以内に改められない場合は、本契約を解除することができる。

・加盟者に次のような事態が生じた場合、本部は催告なしに、直ちに本契約を解除することができる。

a. 差押・仮差押・仮処分・競売処分・破産・会社整理・会社更生の手続開始または申立て等があった場合。

b. 手形交換所から不渡り処分を受けたとき。

c. 経営者が懲役または禁固刑に処せられたとき。

d. 経営者が禁治産者もしくは準禁治産者の決定を受けたとき。

e. 経営者本人の死亡・法人解散・営業の廃止・合併等の組織の変化・役員の異動等により、本契約を存続することが適切でないと認められたとき。

f. その他、本部が本契約を存続することが適切でないと認めるような事由が発生した場合。

④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

・契約解除時に「UP GARAGE」の商標等のすべての使用を直ちに中止し、マニュアル等本部から貸与を受けた物の一切を本部へ返還する。

・契約解除の原因となった行為によって本部が被った損害金については、賠償金を請求することができる。

・契約解除もしくは期間が満了したときは、加盟者は7日以内に本部に対する一切の債務を完済しなければならない。

・契約終了後「UP GARAGE」の商標を使用した場合、また契約条項に違反した場合は、違約金として50万円、もしくは本部の被った被害がこれを超える場合は、その金額を支払う。

・本契約終了後1年間はアップガレージフランチャイズチェーンと類似した事業に従事しないこと。

・本契約に基づき、本部から開示を受けた機密事項等に関しては本契約終了後も第三者に開示しないこと。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

① お支払いいただく金銭の額または算定方法

- (1) ロイヤリティー 売上高の3%
- (2) 広告宣伝費 月額10万円
- (3) システム保守料 ロイヤリティーに含む（ハード代金は別途）

② 金銭の性質

(1) 下記費用及び対価

- a. 本部が継続的に行う指導、援助等（臨店指導）
- b. 新たに開発された商品、販売ノウハウ等の提供
- c. 新たに開発されたオペレーション技術に関するノウハウ及び情報の提供
- d. 経営データ分析レポート提出
- e. アップグレードフランチャイズチェーンシステムのソフトに関するアップグレード費用、更新料及び維持管理費用
- f. 諸連絡業務に要する費用

(2) 本部にて企画、実施する広告宣伝費用

(3) システム更新料及び維持管理費用

③ 支払い時期及び方法

毎月末日締め翌月15日払い、本部の指定する銀行口座に振込にて支払い
（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）

1 1. 店舗の営業時間・営業日・休業日

別途覚書により定める

1 2. テリトリー権の有無

店舗を中心とした半径5 km
(本部エリア規定による)

1 3. 競業禁止義務の有無

同業の兼業、同業他社への加盟は禁止。

1 4. 守秘義務の有無

アップガレージフランチャイズチェーンシステム及び本部の機密事項等一切について第三者に開示してはならない

1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務

店舗の構造、内外装（色・デザイン）、ディスプレイ、看板、設備、器具、什器・備品は、本部の定めた規格に従って、本部の指定業者に工事を依頼するものとする。また、本部の了承のもと、加盟者が本部の指定業者以外の業者に工事を依頼する場合においても、本部の監理のもと、全て本部の定めた規格に従って工事するものとする。

1 6. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

本部または加盟者が、本契約の各条項のいずれかに違反した場合には、相手方の被った損害について、これを賠償しなければならない。

1 7. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

加盟者が本事業によって利益を受け、また損失を被ることへの本部の加盟店に対する補償はない。

1 8. 加盟に伴う保険料金の負担

営業活動上生ずる不測の事故や災害に備えて、保険会社との間に、加盟者の負担において本契約期間中保険契約を締結する

1 9. 古物商許可の取得義務

国家公安委員会宛（所轄警察署保安係経由）に古物商許可の申請をし、許可証を受理しなければならない

後記 1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内				
アップガレージへの加盟を希望される方へ				
第 I 部 アップガレージとアップガレージシステムについて				
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等				
3. 会社組織図				
4. 役員の役職名及び氏名				
5. 直近 3 事業年度の貸借対照表および損益計算書				
6. 売上・出店状況（直近 3 事業年度加盟店数の推移）				
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数				
8. 訴訟の件数				
第 II 部 フランチャイズ契約の要点				
1. 契約の名称等				
2. 売上・収益予測についての説明				
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件				
4. オープンアカウント等の送金				
5. オープンアカウント等の与信利率				
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決裁方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について				
7. 経営の指導に関する事項				
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項				
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項				
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① ロイヤルティ、② その他徴収する金銭があれば記入				
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日				

12. テリトリー権の有無				
13. 競業禁止義務の有無				
14. 守秘義務の有無				
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務				
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など				
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等				
18. 加盟に伴う保険料金の負担				
19. 古物商許可の取得義務				
項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書				

年 月 日

説明者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
加盟希望者_____の理解をいただきました。

説明者_____印

加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について
説明者_____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名_____印